

はじめに



我が国において、少子高齢化や経済活動の急速な変化に伴う様々な課題に対応する上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」は必要不可欠です。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことを機に、国をはじめ、都道府県、市区町村においても、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組が進められ、和光市においても、平成17年4月1日に「和光市男女共同参画推進条例」を制定して以降、取組の一層の充実を図るため、「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン【改訂版】」を策定し、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、成果を残してまいりました。

しかしながら、昨今の急激な社会情勢の変化の中で、犯罪かつ重大な人権侵害行為であるドメスティック・バイオレンスをはじめ、児童虐待等のあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、長期にわたる経済活動の低迷の改善に有効とされるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた地域における取組の重要性が高まっております。

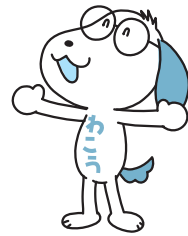
そのため、男女共同参画市民意識調査等による市民の皆様の御意見をもとに重点課題を抽出し、取組の更なる強化を図るとともに、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」としての位置づけを加えた「第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプランー男女共同参画社会の実現をめざしてー」を策定し、平成23年度から平成32年度の10年間、本計画に基づく施策を進めてまいります。

つきましては、引き続き、市民及び事業者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、結びとして、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました市民の皆様、各関係者様に心より深く感謝申し上げます。

平成23年3月

和光市長 松本武洋

目次



第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨	1
2 世界の動き	1
3 国・県の動き	3
4 和光市の動き	5

第2章 計画の概要

1 計画の性格	7
2 計画の期間	8
3 指標の設定	8
4 重点課題の設定	8
5 区分の設定	9
6 計画の推進	9

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	10
2 計画の基本目標	11
3 計画の体系	12

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

主要目標(1) 男女の人権を尊重する意識の浸透	15
主要目標(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消	18
主要目標(3) 男女平等教育の推進	20

基本目標2 あらゆる暴力の根絶

主要目標(1) 暴力の根絶に向けた意識の浸透	22
主要目標(2) 相談窓口の充実と周知	24
主要目標(3) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援	27

基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり……………30

主要目標(1) 子育てにおける男女共同参画の推進……………30

主要目標(2) 働く場における男女共同参画の推進……………34

主要目標(3) 生涯を通じた生と性の健康支援……………37

基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進……………40

主要目標(1) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画……………40

主要目標(2) 地域における男女共同参画の推進……………42

主要目標(3) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献……………44

基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進……………47

主要目標 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進……………47

《資料編》

1	男女共同参画に関するこれまでの取組……………	50
2	日本国憲法（抜粋）……………	53
3	第4回世界女性会議 北京宣言……………	54
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約……………	57
5	男女共同参画社会基本法……………	64
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律……………	68
7	埼玉県男女共同参画推進条例……………	77
8	和光市男女共同参画推進条例……………	80
9	和光市男女共同参画推進審議会委員名簿……………	84
10	第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン策定経過……………	85

